

令和3年5月16日

市民の皆さま

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る【三原市緊急事態対策】
(5月31日まで)の実施について(ご協力のお願い)

三原市感染症対策本部
対策本部長
岡田 吉弘

5月16日から、三原市を含む県内全域が、緊急事態措置の対象地域となりました。

三原市は、6月1日まで、【新型コロナ感染拡大防止集中対策】によって、市内の感染拡大防止策の徹底をお願いしておりますが、感染状況は、ステージⅣの感染爆発に匹敵し、未だ予断を許さない状況です。

20代・30代の若い世代から、職場や家庭への感染の連鎖が起こり、未就学児や小学生・中学生や重症化しやすい高齢者への感染拡大が、非常に懸念されています。また、県内では、感染力の強い変異株が、5割以上を占め、感染のスピードが速まっています。

このため、5月31日までの間、次の【三原市緊急事態対策】の取組を強化します。

【三原市緊急事態対策】

- 1 市主催イベント等の中止または延期
- 2 公共施設の貸館休止・臨時休館，屋外施設使用について自粛要請
- 3 地域での会合・イベント等の中止または延期
- 4 市民及び事業者への要請

また、地域での各世代において、感染を拡げないように、次の5つのことを徹底してください。

【市民への要請内容】

- 1 生活必需品の買い物を含め、週末・平日に関わらず、外出は半分にしてください。
- 2 職場での感染防止対策を徹底してください。
- 3 同居の家族以外との食事を控えてください。
- 4 県内を含め、他地域に行かない，呼ばないようにしてください。
- 5 軽い症状でも，すぐにかかりつけ医か県の積極ガードダイヤル電話番号【082-513-2567】に相談し，検査を受けてください。

本人，同居の家族が，検査を受けた場合は，結果判明までは自宅待機してください。

～市内の感染拡大防止のために，市民お一人おひとりのご協力をお願いします。～

＜発 行＞ 三原市感染症対策本部

問合せ先 保健福祉課 電話 0848-67-6053